

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）
（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（5）建築基準法（昭 25 法 201）

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限（51条）については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：環境省）

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）
（令和元年 12 月 23 日閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【国土交通省】

（6）建築基準法（昭 25 法 201）

（ii）工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。

（関係府省：環境省）